

【病児保育実施要項】

1 事業内容

ふじやま園に通園している園児が保育中に微熱などの体調不良や軽い怪我をした場合に、保護者が迎えに来るまでの間、当園の看護師が保育士と連携をして、園児の看護を行う事業です。なお、園医のやの小児科医院との医療連携については、双方の合意が成立しています。

2 病児保育の流れ

保育中の体調不良または怪我 ⇒ 園長、看護師に状態を知らせる ⇒ 病状や怪我の程度により預かりを継続するか、保護者に迎えに来てもらうか判断 ⇒ 保護者に状況を連絡 ⇒ 軽度の場合は応急処置（園医の診察が必要な場合は保護者の確認を取り、医院へ連れて行くこともある）をし、安静室で保護者の迎えを待つ ⇒ 保護者に園児を引き渡す。

3 対応可否の基準

◇対応が可能な病状等

- ・原則としておおむね38度前後の発熱で、全身状態から園長及び看護師が対応可能と判断した場合は、保護者と協議の上お預かりを継続します。
- ・擦り傷や軽度の打撲など、園長及び看護師が対応可能と判断した場合にも、保護者と協議の上、お預かりを継続します。

◇対応不可能な病状等

- ・登園時において、すでに体調不良の園児はお預かりできませんので、ご了承願います。
- ・安静室入室後に38度以下でも脱水症状や嘔吐・下痢等の症状があり、園長及び看護師が対応不可能と判断した場合はお預かりできないことがありますので、お迎えをお願いします。

◇園医に診察を依頼する病状について

- ・お迎えが午後6時を過ぎる（午後6時より夜間診療となる）場合は、園長及び看護師が園医の診察が必要と判断した場合は、保護者の承諾を得て診察を依頼します。
- ・頭部打撲、骨折の疑いのある怪我や緊急性のある病状などで、園長及び看護師が医師の診察が必要と判断した場合は、保護者の承諾を得て診察を依頼します。なお、緊急性がある場合は事後承諾になることもありますので、ご了承願います。

*病児保育を希望する場合の提出書類

- ・委任状（保育園に対する）
- ・健康保険証の写し
- ・医療費受給資格者証の写し